

周防大島町告示第97号

令和5年第3回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年8月24日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和5年9月1日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

尾元 武君

小田 貞利君

久保 雅己君

荒川 政義君

○9月20日に応招した議員

○9月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和5年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和5年9月1日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和5年9月1日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 認定第1号 令和4年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 令和4年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第6号 令和4年度周防大島町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第15 認定第7号 令和4年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第8号 令和4年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について
- 日程第17 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)) (質疑・討論・採決)
- 日程第18 議案第2号 令和5年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第19 議案第3号 令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第4号 令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第21 議案第5号 令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第6号 令和5年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第7号 令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第8号 令和5年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第9号 令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第10号 あらたに生じた土地の確認について（伊保田・小網代）
- 日程第27 議案第11号 あらたに生じた土地の確認について（伊保田・雨振東）
- 日程第28 議案第12号 字の区域の変更について（伊保田・小網代）
- 日程第29 議案第13号 字の区域の変更について（伊保田・雨振東）
- 日程第30 議案第14号 周防大島町地家室園地拠点施設設置条例の制定について
- 日程第31 議案第15号 令和5年度 志佐漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）
- 日程第32 議案第16号 令和5年度 若者定住促進住宅 明新住宅（第3期）建築工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 認定第1号 令和4年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第13 認定第5号 令和4年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第6号 令和4年度周防大島町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第15 認定第7号 令和4年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第8号 令和4年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について
- 日程第17 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第4号））（質疑・討論・採決）
- 日程第18 議案第2号 令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第3号 令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第4号 令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第5号 令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第6号 令和5年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第7号 令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第8号 令和5年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第9号 令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第10号 あらたに生じた土地の確認について（伊保田・小網代）
- 日程第27 議案第11号 あらたに生じた土地の確認について（伊保田・雨振東）
- 日程第28 議案第12号 字の区域の変更について（伊保田・小網代）
- 日程第29 議案第13号 字の区域の変更について（伊保田・雨振東）
- 日程第30 議案第14号 周防大島町地家室園地拠点施設設置条例の制定について
- 日程第31 議案第15号 令和5年度 志佐漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）
- 日程第32 議案第16号 令和5年度 若者定住促進住宅 明新住宅（第3期）建築工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 山中 正樹君 | 2番 | 栄本 忠嗣君 |
| 3番 | 白鳥 法子君 | 4番 | 竹田 茂伸君 |
| 5番 | 山根 耕治君 | 6番 | 岡崎 裕一君 |
| 8番 | 田中 豊文君 | 9番 | 新田 健介君 |
| 10番 | 吉村 忍君 | 11番 | 尾元 武君 |
| 12番 | 小田 貞利君 | 14番 | 荒川 政義君 |

欠席議員（1名）

13番 久保 雅己君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君 議事課長 池永祐美子君
書 記 浜元 信之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	藤本 淨孝君	代表監査委員	……………	大原 秀三君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	星野 朋啓君
病院事業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	中元 辰也君
産業建設環境部長	……………	瀬川 洋介君	健康福祉部長	……………	重富 孝雄君
上下水道部長	……………	山本 正和君	統括総合支所長	……………	岡本 義雄君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	江本 達志君
教育次長	……………	木谷 学君	病院事業局総務部長	……………	山中 茂雄君
総務課長	……………	梅木 義弘君	財務課長	……………	岡原 伸二君

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和5年第3回周防大島町議会定例会を開会いたします。

久保議員から、欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、吉村忍議員、11番、尾元武議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る8月24日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から9月22日までの22日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から9月22日までの22日間とすることに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、本年6月定例会以降の諸般について、御報告をいたします。

まず、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき、監査委員より、例月現金出納検査（6月・7月・8月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。なお、陳情・要望につきましては、受理したものはございませんでした。

次に、要請活動について御報告をいたします。

はじめに、令和5年7月6日、山口県東部地域の道路網整備について、関係市町の首長並びに各議長、山口県議会柳居俊学議長をはじめとする県議会議員の皆様方や各商工会の会長各位とともに、村岡嗣政山口県知事並びに国土交通省山口河川国道事務所山田直也所長に対し、要請活動を行いました。

また、令和5年8月3日には、岩国大竹道路及び岩国柳井間バイパスの建設促進について、国土交通省、財務省並びに関係する国会議員に対し、強く要望活動を行ってまいりました。

次に、系統議長会関係についてでございます。まず、柳井広域の関係では、令和5年6月27日に招集された柳井地区広域消防組合議会第1回臨時会へ吉村議員と久保議員が出席。また、令和5年7月19日に開催された第22回柳井地区広域市町議会議員研修会では、離島の現状と改正離島振興法の概要を学ぶため、本町議会から11名の議員が出席いたしております。

次に、山口県の関係について、令和5年7月4日に招集された山口県町議会議長会定例会では、令和4年度の事業報告及び歳入歳出決算を審議し、全会一致で認定されました。また、当日は監事の補欠選任が行われ、新たな監事に田布施町議会議長の南一成氏を選任いたしました。なお、閉会後に開催された山口県離島振興市町議会議長会第1回臨時会においても、同氏を監事に選任いたしております。

続いて、令和5年7月25日、統一地方選挙の年に開催される山口県町議会議長会主催の1期議員研修会へは、本町議会から6名の議員が参加し、議会の使命や議員の職責について知識の習得を図っていただきました。また、令和5年8月22日には、セントコア山口で町議会広報研修会が開催され、本町議会から議会広報編集特別委員会の5名が参加をいたしました。講師には、議会広報ファシリテーターで熊本大学客員教授の越地真一郎氏をお迎えし、「読む！質す！生かす！～創意・熱意の取り組みに学ぶ～」と題した講演があり、その後のクリニックにおいて、本町の議会広報誌は、若者にも読みやすく、内容も充実、総体的に各所で創意工夫が見られ、高い評価を得たとの報告を受けております。私も同様に大変質が高いと認識をしております。発行に至るまでの編集作業は大変でございますが、今後とも議会広報編集特別委員会委員の皆さんにおかれましてはよろしくお願いをいたします。

次に、全国の関係について御報告をいたします。

まず令和5年7月11日には全国町村議会議長会理事会、中国地区町村議会議長会会長・事務局長会議及び西日本地区各県町村議会議長会協議会へ出席をいたしました。翌令和5年7月12日には全国町村議会議長会臨時総会及び共済会代議員会へ。続いて令和5年7月13日の都道府県会長会では、北朝鮮の相次ぐミサイル発射に対する抗議声明等の報告を受け、その後に多様な人材が議会に参画するための環境整備の推進に関する決議や令和6年度国の予算編成及び施策に関する要望などを審議いたしました。

令和5年7月14日の全国離島振興市町村議会議長会理事会並びに総会では、令和4年度の収支決算、令和6年度離島の振興に関する要望と要請活動等について審議が行われました。なお、このたびは各組織の役員改選の年でもあり、全国議長会の体制は大きく変わることとなりました。私は令和3年7月からの2年間、全国町村議会議長会の理事、町村議会の制度・運営に関する検討委員会の委員、また全国離島振興市町村議会議長会の副会長をはじめ、多くの要職を担ってまいりましたが、それぞれの職責を全うし無事に退任することができました。これもひとえに議員の皆様や執行部の御協力と御理解があつてのことと感謝をいたしております。高いところではございますが、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。（拍手）ありがとうございます。

次に、行政視察ほか議員派遣について申し上げます。

まず、令和5年8月4日、行政・病院事業改革特別委員会の6名が、千葉県酒々井町において郵便局との包括連携協定に関する行政視察を行いました。先進地で得た情報を糧に、より良き周防大島町の将来像を描き、特別委員会として、実効性のある姿を取りまとめていただきたいと思います。

続いて、令和5年8月28日には全国町村議員会館において町村議会広報クリニックが開催さ

れ、議会広報編集特別委員会の5名が出席されました。委員各位におかれましては、より多くの方に手に取ってもらえる議会広報誌を発行するため、さらに幅広い見識の習得と斬新なアイデアの提起を期待いたしております。

最後に町人会の関係でございますが、令和5年10月28日に近畿大島会の総会が開催される予定となっております。本件につきましては、今定例会の最終日に議員派遣としてお諮りいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告並びに提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明に入ります。

町長から行政報告並びに提案理由の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） おはようございます。本日は、令和5年第3回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にも関わりませず、御参集賜りまして厚く御礼を申し上げます。

提案理由の説明に先立ち、行政報告を5件申し上げます。

まず1件目は、上関町における使用済核燃料中間貯蔵施設関連について御報告いたします。こちらは、本町内における事象ではございませんが、本町にもかかわる案件のため、御報告をさせていただくものでございます。

令和5年8月2日に、中国電力株式会社が、上関町に使用済み核燃料を一時保管する中間貯蔵施設を設置できるかどうかの調査を進める方針を明らかにしたという報道がございました。その後、令和5年8月18日に上関町臨時議会が開会され、同日には中国電力株式会社に対し幾つかの条件を付して、中国電力株式会社へ調査を受け入れる文書をファックスで通知したとのことでございます。

今回の使用済核燃料中間貯蔵施設の事前調査の受け入れについては、上関町の判断であり、国のエネルギー政策にとって重要なものであると理解はしております。しかしながら、現状において詳細な説明は受けておらず、情報収集を行う段階と認識しています。

上関町の調査受け入れの条件の1つに周辺市町への適切な情報提供等を行うとされていることから、情報共有は確実に行われるものと考えております。

私は、町長として町民の安心・安全の確保に努める責務がありますので、国、そして県等の動向を注視し、適時適切に対応してまいります。

2件目は、新型コロナウイルス感染症関連について御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症は全国的に、感染者がまた増加しており、住民の皆様には御心配を

おかけしております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、春開始接種の終了時期が令和5年8月末から令和5年9月19日に延長され、令和5年8月25日現在、5,158人の方が接種をされたところです。

令和5年9月20日からは秋接種を開始いたします。対象は、初回接種を完了し最終接種から3か月以上経過した全ての方で、大島郡医師会の御協力のもと、個別接種で医療従事者から接種を開始いたします。接種券につきましては、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、64歳以下の方の順に、前回の接種日が早い方から順次送付する予定としており、令和6年3月末の実施終了を予定しているところでございます。

続いて3件目は、柳井地域の水道事業の広域化について、御報告いたします。

柳井地域1市4町2企業団の水道事業の経営統合を進めていくことについて、令和5年3月、令和5年6月定例会において御説明申し上げたところでございますが、その後の経過や取組状況について、御報告いたします。

令和5年7月に専門部会を開催し、各市町の議会での意見等の情報共有、基本協定や広域化にかかる費用負担などの協議を行っております。

また、具体的な協議項目の抽出、検討、突合などは、5つのプロジェクトチームに分かれて、それぞれで協議を重ねているところでございます。

水道事業の経営に必要な事業認可、企業団規約、設置条例、こちらについては、山口県生活衛生課・市町課とも協議を行っており、水道事業の広域化を進めるにあたり、先行事例である広島県水道広域連合企業団を参考として、現地への視察も行っております。

現在は、統合後の水道事業の基本的事項や事業内容を表す事業計画書の作成を進めているところであり、あらたな企業団での組織体制、業務運営、施設整備、財政運営等について検討・協議を行っております。

令和7年4月1日の統合を目標として進めておりますが、今後とも、議員各位の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして4件目は、日本・ハワイ姉妹州・姉妹都市サミット及び第6回在外山口県人会世界大会への参加について、御報告をいたします。

令和5年7月26日から令和5年8月2日にかけて、ハワイ州ホノルルで開催されました日本・ハワイ姉妹州・姉妹都市サミット及び第6回在外山口県人会世界大会へ、山口県から村岡知事、柳居県議会議長をはじめとした訪問団11名と、周防大島町から私と椎木山口県大島郡国際文化協会会長及び事務局の3名が参加いたしましたので、御報告をいたします。

初日は、村岡山口県知事、柳居県議会議長と共に在ホノルル日本国総領事館の青木総領事を表

敬訪問いたしました。

私からは、カウアイ島との姉妹島縁組60周年記念式典を令和5年10月に行うことや、このたびのハワイ島訪問について報告をし、今後の文化交流等における支援についてお願いをさせていただきました。

また、夜にはハワイ州知事主催の歓迎レセプションが知事公邸で行われ、ハワイ州政府関係者やハワイ各郡の郡長及び関係者、日本から姉妹都市サミットに参加する道县市町の首長等、約170人の方々と参加し、国際交流を行ううえでの特殊性や相手への配慮の大切さについて、実際にお会いして意見を交わすことで、その課題についてそれぞれ実感をいたしました。

日本・ハワイ姉妹州・姉妹都市サミットは、ハワイ日米協会の主催により、2日間の日程でハワイ州政府や日本領事館、ハワイ州各郡が支援し開催されたもので、カウアイ郡のカワカミ郡長との個別会談や、ハワイ島、マウイ島、カウアイ島の郡長と、各島と姉妹都市を結ぶ市町の首長によるグループ会談のほか、観光や教育・文化交流を議題としたパネルディスカッションや、各参加団体を紹介するブース展示が行われました。

その後、総領事公邸で開催されたレセプションでは約400名の方々が招待され、ハワイ州の各郡長や、姉妹都市を結ぶ日本の県や市町の関係者が一堂に会し、意見交換や交流を図りました。

第6回在外山口県人会世界大会では、大会式典及び交流レセプションへ出席いたしました。世界各地の山口県人会から100名を超える方々の参加により、これまで築いてきた山口県人ネットワークの更なる強化へのつながりを確認したところでございます。翌朝には、ホノルル山口県人会の主催による朝食会が行われました。

なお、第7回大会は令和10年度に山口県で開催することが決議されました。

また、このたびの渡航では、周防大島町から3名がハワイ島のヒロ地区を訪問し、令和5年3月に周防大島町を訪問されたハワイ郡のロス郡長を表敬訪問するとともに、周防大島町にルーツを持つチャン前ハワイ郡副議長や、谷口日本国在ヒロ名誉領事の御手配により、周防大島町に縁を持つヒロ山口県人会をはじめとした多くの方々との交流を持つこともでき、大変有意義な交流ができたと思っております。

ハワイ島と周防大島町は、移民を基にした交流が現在に至るまで、絶えることなく続いておりますので、今回の相互訪問を契機として、更なる交流の深まりを目指し、新たな関係をスタートできないか、今後ハワイ郡の関係者の皆様と協議を進めてまいりたいと考えております。

令和5年10月にはカウアイ島姉妹島提携60周年を記念してカウアイ島への親善訪問を行い、60周年記念式典やカウアイ日本文化協会主催の日本文化祭へ参加する予定となっております。

これからも、移民の歴史、交流の歴史を大切に、山口県大島郡国際文化協会を中心に国際交流を推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、引き続き御理解と

御協力をお願い申し上げます。

最後に、令和5年8月上旬にハワイ州マウイ島において大規模な火災が起こり、甚大な被害が出ております。お見舞いを申し上げますとともに、本町におきましても少しでもハワイ州、またマウイ郡に対し支援をすることができればと考えているところでございます。

最後に、令和4年度決算の状況並びに財政健全化判断比率等について、御報告いたします。

令和4年度決算につきましては、令和5年5月末日に出納を閉鎖し、その後、監査委員による決算審査を経て、令和5年8月22日に決算審査による意見書をいただいたところであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、令和4年度の決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率の報告書、並びに監査委員の意見書につきましては、Side Booksに配付しているとおりであります。

それではまず、決算の状況でございますが、一般会計の実質収支は8億3,691万8,000円の黒字となっており、単年度収支におきましては2,859万3,000円でございます。

また、実質単年度収支につきましては、29億7,233万3,000円の黒字決算となっております。

令和4年度におきましては、主に町民税の収入増加が大きく影響し、歳入歳出決算額は過去最大となっております。

公営企業特別会計を除く各特別会計におきましては、黒字もしくは収支ゼロの決算となっております。

次に、令和4年度決算にかかる財政の健全化判断比率及び資金不足比率についてでございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに赤字額はなく、実質公債費比率においては12.4%であります。

将来負担比率においては、町民税収入の増加に伴い財政調整基金へ積み立てを行ったことにより、充当可能財源が将来負担額を上回ったため、将来負担比率はマイナスとなり算定されませんでした。いずれの数値も早期健全化基準を下回っているところであります。

また、全ての特別会計におきまして、資金不足は生じていない状況にあり、本町の財政状況につきましては、厳しい状況にはあるものの、財政の健全性は数値的には維持されていると判断されるところであります。

財政分析指数につきましては、合併時から大幅な改善が図られてきたところではありますが、自主財源に乏しい本町にとりましては、地方交付税への依存度が非常に高い状況にあり、今後一層厳しい財政運営を強いられていくものと考えております。

このような点からも、そういった現実、財政状況をしっかりと受け止め、財政規模の縮小や、さらなる行財政改革等への取組が重要であると考えているところであります。

以上、行政報告を5件させていただきました。

それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、報告案件1件、諮問2件、同意に関するもの1件、決算の認定に関するもの8件、補正予算に関するもの9件、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更に関するものそれぞれ2件、条例の制定に関するもの1件、工事請負契約の締結について2件の合計28件であります。

報告第1号は、損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理をいたしましたことを報告するものであります。

諮問第1号及び諮問第2号は、任期満了に伴う人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

同意第1号は、任期満了に伴う周防大島町教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものであります。

認定第1号から認定第8号までの8件は、令和4年度の一般会計から渡船事業特別会計までの各会計の歳入歳出決算及び水道事業、下水道事業及び病院事業の各公営企業特別会計決算の認定について、お諮りするものであります。

一般会計の実質収支は8億3,691万8,000円の黒字となり、公営企業特別会計を除く、その他の特別会計につきましても黒字もしくは収支ゼロの決算となり、お陰をもちまして各会計とも順調に予算執行できたものと思っております。

監査委員の決算審査意見、並びに主要な施策の成果を説明する書類を添えて、決算書を御配りしているところでありますが、各会計決算の詳細内容につきましては、後ほど関係参与より御説明申し上げます。

議案第1号は、令和5年6月30日から令和5年7月1日にかけての大雨による応急復旧等に要する経費を措置するため、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第4号））これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

議案第2号は、令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）であります。既定の予算に7億6,405万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を158億7,732万8,000円とするものであります。

議案第3号は、令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。既定の予算に、8,948万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を27億8,274万9,000円とするものであります。

議案第4号は、令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であります。既定の予算に5万円を追加し、補正後の予算の総額を4億5,867万4,000円とする

ものであります。

議案第5号は、令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。保険事業勘定の既定の予算に2億8,276万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を35億5,931万9,000円とするものであります。

議案第6号は、令和5年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）であります。既定の予算に、36万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を9,369万3,000円とするものであります。

議案第7号は、令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。収益的収入及び支出を補正するものであります。

議案第8号は、令和5年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。業務の予定量のほか、収益的収入及び支出、資本的収入等を補正するものであります。

議案第9号は、令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）であります。業務の予定量のほか、収益的収入及び支出、他会計からの補助金等を補正するものであります。

議案第10号から議案第13号までの4件は、山口県が県道改良事業により実施した、伊保田小網代地先、伊保田雨振東地先の埋め立てられた土地の確認と、それに伴う字の区域の変更について、議会の議決をお願いするものであります。

議案第14号周防大島町地家室園地拠点施設設置条例の制定については、ニホンアワサンゴが生息する白木半島地区、地家室地域周辺の海域や山々でのエコツアーの出発地点として利用していただくことなどを目的として条例をあらたに制定するものであります。

議案第15号令和5年度 志佐漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結については、大字森の有限会社木村建設と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めます。

議案第16号令和5年度 若者定住促進住宅 明新住宅（第3期）建築工事の請負契約の締結については、大字外入の白木産業株式会社と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めます。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

日程第5. 報告第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額

を定めることについて) 執行部の報告を求めます。中元総務部長。

○総務部長(中元 辰也君) 報告第1号専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて) 御報告申し上げます。

令和5年5月2日に、周防大島町久賀地内において発生した事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和5年7月7日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものがあります。

この事故は、周防大島町大字久賀6598番地2の国道437号久賀流田バス停付近を走行中、ガソリンスタンドから給油を終え、国道437号に右折進入してきた相手方車両が当方運転車両の右後方部分に接触し、車体に傷を負わせたものでございます。

なお、本件事故にかかる和解につきましては、相手方対町の過失割合が2対8であることを確認し、町が相手方へ4万1,208円を賠償したものでございます。損害賠償の額は既に一般財団法人全国自治協会から令和5年7月18日に全額支払われましたので、あわせて御報告させていただきます。

○議長(荒川 政義君) 以上で、執行部の報告を終了いたします。

日程第6. 諮問第1号

○議長(荒川 政義君) 日程第6、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。藤本町長。

○町長(藤本 浄孝君) 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、補足説明をいたします。

令和5年12月31日をもって任期満了となります現委員の迎智可志氏は、人格、識見ともに高く、行政者としての長年の経験を有するとともに、人権擁護委員としても精力的に御活躍されておられます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示しているとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に対しまして、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間となっております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(荒川 政義君) 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、迎智可志氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦は、迎智可志氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第7. 諮問第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、補足説明をいたします。

令和5年12月31日をもって任期満了となります現委員の舛重いずみ氏は、人格、識見ともに高く、教育者としての長年の経験を有するとともに、人権擁護委員としても精力的に御活躍されておられます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示しているとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に対しまして、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間となっております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、舛重いずみ氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦は、舛重いずみ氏を適任とすることに決定しました。

日程第8. 同意第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、同意第1号周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 同意第1号は、周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

本町教育委員会委員のうち、沖廣正義氏が、令和5年11月26日をもって任期満了となります。沖廣氏は、平成27年11月27日に教育委員会委員として御就任いただき、学校教育や社会教育の進展、周防大島中学校への中学校統合や東和小学校への東和地区小学校統合の推進、また、学校の特別教室への空調設備整備など、本町教育行政向上発展のために、多大な御尽力をいただいたところであります。

ここに、御在任中の御労苦に心から感謝をいたしますとともに、その御功績に対し深く敬意を表し、あわせて今後益々の御健勝と御活躍を、心より御祈念申し上げるものであります。

さて、後任の教育委員の任命を要するものでありますが、私といたしましては、子育て世代の真っ只中で、現在、周防大島中学校の学校運営協議会委員として活躍されるなど、教育に関しての識見を有しておられ、また、宗教家として温厚誠実な人柄であり、人格、見識が高く青少年の活動の指導者としても豊富な経験を有しておられることなどを考慮して、清木隆法氏が最適任と考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会にお諮りする次第であります。

教育委員会におきましては、児童・生徒の学力の向上や体位・体力の向上、社会教育の推進など多くの課題の解決のため、清木氏の教育委員としての手腕に大きく期待しているところであります。

なお、清木氏の経歴については、添付の関係資料のとおりであります。清木氏は、現在、小学生と中学生の保護者でもあるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項に規定する保護者委員としての役割も期待しているところであります。

議員各位におかれましては、清木隆法氏の教育委員任命について、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。これより、起立による採決を行います。同意第1号清木隆法氏を周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、清木隆法氏を周防大島町教育委員会委員

に任命することに、同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時12分休憩

.....
午前10時14分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 報告第1号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）の補足説明の中において、過失割合のところを誤って相手方対町の過失割合を正しくは8対2と申し上げるところを、誤って2対8と発言をいたしましたので訂正をさせていただきますと思います。

.....
日程第9. 認定第1号

日程第10. 認定第2号

日程第11. 認定第3号

日程第12. 認定第4号

日程第13. 認定第5号

日程第14. 認定第6号

日程第15. 認定第7号

日程第16. 認定第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、認定第1号令和4年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第16、認定第8号令和4年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの8議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。江本会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（江本 達志君） 認定第1号令和4年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第5号令和4年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を申し上げます。

この認定は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、各会計の決算につきまして議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、認定第1号令和4年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の9ページをお願いします。

歳入の合計額につきましては、予算現額184億9,819万6,000円、調定額187億

4,862万2,129円に対しまして、収入済額は180億757万9,799円で、調定額に対する収入率は96.05%となっております。

不納欠損額1,144万9,724円につきましては、7ページの1款町税1項町民税は203万4,476円で、個人滞納繰越42人、2項固定資産税は455万180円で滞納繰越174人、3項軽自動車税は57万8,100円で、滞納繰越45人。

8ページをお願いします。

13款使用料及び手数料1項使用料352万4,490円のうち5万2,420円は衛生使用料、残り347万2,070円は住宅使用料でございます。20款諸収入4項雑入の76万2,478円は、生活保護法第63条及び第78条の返還金となっております。

収入未済額のうち事業の繰り越しに伴う未収分を差し引いた、残りの収入未済額の主なものにつきましては、7ページの1款町税1項町民税の2,120万3,528円は、個人現年100人、滞納繰越282人、法人現年3社、滞納繰越8社。

2項固定資産税の6,765万1,290円は、現年374人、滞納繰越953人、3項軽自動車税の307万7,609円は現年94人、滞納繰越286人となっております。

8ページをお願いします。

12款分担金及び負担金1項分担金の10万円は、団体営ため池等整備事業の地元負担金、2項負担金の22万200円は保育料で滞納繰越2人となっております。

また、13款使用料及び手数料1項使用料の4,641万1,849円のうち4,629万9,989円は住宅使用料で現年28人、滞納繰越458人となっております。

7ページをお願いします。

1款町税1項町民税の収入済額32億3,473万6,272円には、還付が済んでいない額（以降、還付未済額といいます）が、4万6,940円含まれておりますので、町民税の収入未済額の実数としましては2,120万3,528円に4万6,940円を加算した2,125万468円となります。

同じく1款町税2項固定資産税の収入済額6億5,802万530円につきましても還付未済額1万9,200円が含まれておりますので、収入未済額の実数としましては6,765万1,290円に1万9,200円を加算した6,767万490円となります。この還付未済額につきましては、53ページの事項別明細書の備考欄に記載をしております。

11ページをお願いいたします。

歳出の予算現額184億9,819万6,000円に対しまして、支出済額は170億9,041万4,526円で、執行率は92.39%となっております。翌年度繰越額の6億5,254万4,000円につきましては、6月定例会において御報告をしております令和4年度

周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。

不用額につきましては7億5,523万7,474円となっており、令和3年度決算と比較して4.12%の増となっております。

13ページをお願いします。

歳入歳出差引残額は9億1,716万5,273円となっており、令和3年度決算と比較して2.61%の増となっております。

なお、歳入総額及び歳出総額ともに令和3年度と比較して大幅な増額であり、過去最大の決算額となっております。この要因といたしましては、町民税の大幅な増収、それに伴い財政調整基金への増額積立等によるものでございます。

以上で、一般会計の説明を終わります。詳細につきましては53ページからの一般会計歳入歳出決算事項別明細書を御参照いただきますよう、お願いいたします。また以後の各会計の事項別明細書につきましても、説明の都度あわせて御参照くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、認定第2号令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、補足説明を申し上げます。

19ページをお願いします。

歳入の予算現額30億1,637万9,000円、調定額31億4,938万8,710円に対しまして、収入済額は30億4,833万3,528円で、調定額に対する収入率は96.79%となっております。

不納欠損額は、国民健康保険税の1,387万3,411円で、滞納繰越141人。また収入未済額は、国民健康保険税が8,718万1,771円で、現年141人、滞納繰越472人となっておりますが、収入未済額の実数としましては事項別明細書311ページの備考欄の、うち還付未済額の8万9,600円を加算した8,727万1,371円となっております。

20ページをお願いします。

歳出予算現額30億1,637万9,000円に対しまして、支出済額は29億5,884万8,803円で、執行率は98.09%となっております。翌年度繰越額はゼロ円で不用額は5,753万197円。

21ページをお願いします。

歳入歳出差引残額は8,948万4,725円の決算となっております。

令和4年度末の国民健康保険加入状況につきましては、加入世帯数は2,871世帯、被保険者数は4,108人、世帯加入率は34.8%、被保険者加入率は29.1%で、1人あたりの医療費は59万2,239円となっております。

続きまして、認定第3号令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、補足説明を申し上げます。

25ページをお願いします。

歳入の予算現額は4億3,576万5,000円、調定額4億3,429万8,039円に対しまして、収入済額は4億3,359万7,744円で、調定額に対する収入率は99.84%となっております。

不納欠損額は、後期高齢者医療保険料の13万7,060円で、滞納繰越4人となっております。また、収入未済額は後期高齢者医療保険料で56万3,235円、現年15人、滞納繰越8人となっておりますが、収入未済額の実数としましては事項別明細書327ページ備考欄の、うち還付未済額の51万7,145円を加算した108万380円となっております。

26ページをお願いします。

歳出の予算現額4億3,576万5,000円に対しまして、支出済額は4億3,354万7,309円で、執行率は99.49%となっております。翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は221万7,691円。

27ページをお願いします。

歳入歳出差引残額は5万435円となっております。

令和4年度末における後期高齢者医療保険の被保険者数は4,816人で、1人あたりの医療費は101万2,089円となっております。

続きまして、認定第4号令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

33ページをお願いします。

保険事業勘定の歳入の予算現額33億8,481万7,000円、調定額33億5,245万5,039円に対しまして、収入済額は33億4,955万8,824円で収入率は99.91%となっております。不納欠損額は介護保険料の125万5,297円、滞納繰越34人、収入未済額の164万918円も同じく介護保険料で現年50人、滞納繰越47人となっておりますが、収入未済額の実数としましては事項別明細書335ページ備考欄の、うち還付未済額138万9,540円を加算した303万458円となっております。

34ページをお願いします。

歳出の予算現額33億8,481万7,000円に対しまして、支出済額は30億6,585万870円で、執行率は90.58%となっております。翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は3億1,896万6,130円。

35ページをお願いします。

歳入歳出差引残額は2億8,370万7,954円となっております。

39ページをお願いします。

介護サービス事業勘定であります。歳入の予算現額821万1,000円で、調定額、収入済額はいずれも同額の806万4,300円、収入率は100%となっております。

40ページをお願いします。

歳出の予算現額821万1,000円に対しまして、支出済額は806万4,300円で、執行率は98.21%となっております。翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は14万6,700円。

41ページをお願いします。

歳入歳出差引残額はゼロ円となっております。

なお、令和4年度末の第1号被保険者数は7,789人で、認定者数は1,809人となっております。

続きまして、認定第5号令和4年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

45ページをお願いします。

歳入の予算現額1億1,642万円に対しまして、調定額1億1,248万2,685円で、収入済額9,628万2,685円で、調定額に対する収入率は85.6%、不納欠損額はゼロ円となっております。

46ページをお願いします。

歳出の予算現額1億1,642万円に対しまして、支出済額は9,624万685円で、執行率は82.67%となっております。翌年度繰越額は1,624万2,000円で、不用額は393万7,315円。

47ページをお願いします。

歳入歳出差引残額は4万2,000円の決算となっております。

続きまして、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。単位は千円で記載しております。

371ページをお願いします。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額180億758万円、歳出総額170億9,041万5,000円、歳入歳出差引額は9億1,716万5,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源8,024万7,000円を差し引いた実質収支額は8億3,691万8,000円で、決算をいたしております。

372ページをお願いします。

国民健康保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額30億4,833万4,000円、歳出総額29億5,884万9,000円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の8,948万5,000円となっております。

373ページをお願いします。

後期高齢者医療事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4億3,359万8,000円、歳出総額4億3,354万7,000円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の5万円となっております。

374ページをお願いします。

374ページ、375ページは、介護保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

374ページの保険事業勘定であります。歳入総額33億4,955万9,000円、歳出総額30億6,585万1,000円、歳入歳出差引額は2億8,370万8,000円で、実質収支額も同額となっております。

375ページをお願いします。

介護サービス事業勘定であります。歳入総額、歳出総額は同額の806万4,000円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

376ページをお願いします。

渡船事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額9,628万3,000円、歳出総額9,624万1,000円、歳入歳出差引額は4万2,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源4万2,000円を差し引いた実質収支額はゼロ円で決算をいたしております。

続きまして、財産に関する調書の御説明を申し上げます。

この調書につきましては、今年度移動のあった主な部分について御説明をさせていただきます。

379ページをお願いします。

1、公有財産の(1)土地及び建物のうち土地につきましては、消防施設では防火水槽用地等の取得、その他の施設では自然休養村の区分変更を行ったことなどから、合計で208平方メートルの増となっております。

建物につきましては、木造(延面積)の公営住宅等では、浮島の定住促進住宅の新築、非木造(延面積)の学校では、橘給食センター、給食運搬車庫の新築、その他の施設では、自然休養村管理センターの解体により、合計で646.13平方メートルの減となっております。木造・非木造を合わせた延面積では402.55平方メートルの減となっております。

380ページをお願いします。

(2)山林から(5)有価証券(株券)につきましては移動はございません。

381ページをお願いします。

(6) 出資による権利ですが、大島郡国際文化協会が公益財団法人から一般財団法人へ移行したことに伴い、新たに1億円の出捐をしております。

382ページの山口県東部森林組合出資金の1万6,000円の増は、配当金となっております。

383ページをお願いします。

2の物品につきましては、普通自動車が廃車により1台減、軽自動車がリース契約満了に伴う所有権変更により1台増、トラックが計上漏れにより1台増、スクールバスが新規購入により1台増、ゴミ収集車が計上誤りにより1台増、バキューム車が計上誤りにより1台減。

384ページをお願いします。

可搬型階段昇降機が新規購入により1台増、証明書交付対応行政キオスク端末が新規購入により1台増。

386ページをお願いします。

屈折検査機器を新規購入したため、新たに計上をしております。食器消毒保管機についても新規購入したため1台増となっております。

388ページをお願いします。

3の基金であります、(1) 財政調整基金は、利息並びに積立てにより29億4,374万円の増で、年度末現在高は93億1,834万5,000円となっております。

(2) の減債基金は、利息の積立てにより11万9,000円の増で、年度末現在高は6億1,166万5,000円となっております。

(3) の県収入証紙購入基金は変更ございません。

(4) の奨学資金貸付基金の2,000円の増は利息で、年度末現在高は1,001万4,000円となっております。

(5) の福祉振興基金は、利息と取り崩しにより1,107万円の減で、年度末現在高は2億4,698万2,000円となっております。

389ページをお願いします。

(6) の国民健康保険基金は、利息並びに積立てにより1億3,222万2,000円の増となっており、年度末現在高は5億3,459万4,000円となっております。

(7) の介護給付費準備基金は、利息並びに積立てと取り崩しにより2,690万5,000円の増となっており、年度末現在高は2億5,996万3,000円となっております。

(8) のまち・ひと・しごと創生基金は、利息並びに積立てと取り崩しにより、2,780万9,000円の減となっており、年度末現在高は1億3,422万9,000円となっております。

(9) の土地開発基金につきましては、土地面積の増減はなく、合計面積9,130.56平方

メートル、現金は利息の積立てにより1万3,000円の増で、年度末現在高は2億7,092万3,000円となっております。

390ページをお願いします。

(10)の中山間ふるさと・水と土保全対策基金につきましては増減はなく、年度末現在高3,113万1,000円となっております。

(11)の周防大島高等学校通学支援費給付基金につきましては、利息による積立てと取り崩しにより230万5,000円の減で、年度末現在高は3,078万6,000円となっております。

(12)のちびっ子医療費助成事業基金は、利息並びに積立てと取り崩しにより1,401万7,000円の減で、年度末現在高は9,314万8,000円となっております。

(13)の観光振興事業助成基金は、利息による積立てと取り崩しにより201万2,000円の減で、年度末現在高は5,226万円となっております。

(14)の福祉医療費一部負担金助成事業基金は、利息による積立てと取り崩しにより982万8,000円の減で、年度末現在高は4,431万8,000円となっております。

391ページをお願いします。

(15)のふるさと応援基金は、利息並びに積立てと取り崩しにより2,146万8,000円の増で、年度末現在高は1億7,262万1,000円となっております。

(16)のCATV加入促進事業基金は、利息による積立てと取り崩しにより171万円の減で、年度末現在高は1,804万1,000円となっております。

(17)の外国語活動推進事業基金につきましては、利息による積立てと取り崩しにより804万7,000円の減で、年度末現在高は2,992万4,000円となっております。

(18)の合併地域振興基金につきましては、利息による積立てと取り崩しにより1,778万8,000円の減で、年度末現在高は9億8,337万2,000円となっております。

(19)の森林環境整備基金につきましては、利息並びに積立てにより357万4,000円の増で、年度末現在高は1,310万5,000円となっております。

392ページをお願いします。

(20)の学校給食費無償化事業基金につきましては、学校給食費の無償化事業に対応するため、米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源に、1億4,118万7,000円を新たに積み立てております。

以上で、認定第1号令和4年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第5号令和4年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を終わります。

なお、決算附属書類、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類を添付しておりますので、慎重なる御審議のうえ、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時48分休憩

.....

午前11時02分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、補足説明を求めます。山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） それでは、私のほうから認定第6号から認定第7号までの補足説明を申し上げます。

はじめに、認定第6号令和4年度周防大島町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につきまして、補足説明いたします。

はじめに、利益の処分につきまして、お手元の令和4年度周防大島町水道事業特別会計決算書類の11ページ剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

令和4年度末における未処分利益剰余金3億2,572万3,807円のうち、522万546円を建設改良積立金へ繰り入れることにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、建設改良積立金は資本的収支の不足分の補填財源とする予定でございます。

続きまして、決算の認定について御説明いたします。

5ページをお願いします。

まず、収益的収入及び支出の決算額であります。収入合計8億9,241万2,447円に對しまして、支出合計8億1,319万5,944円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算額ですが、収入合計3,300万円に對しまして、支出合計2億3,039万6,569円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額1億9,739万6,569円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額301万円、過年度分損益勘定留保資金1,800万1,613円、当年度分損益勘定留保資金1億7,116万4,410円及び繰越利益剰余金処分数額522万546円で補填する予定でございます。

次に、財務諸表について御説明いたします。

7ページの損益計算書をお願いいたします。

これは、令和4年度の経営成績を示したものでございます。

営業収支では、4億4,353万2,060円の損失となり、営業外収支では、5億1,902万

8,645円の利益となりました。

特別利益の70万9,918円を加えた当年度純利益は、7,620万6,503円となっております。

次に、9ページの剰余金計算書について、御説明いたします。

前年度の未処分利益剰余金が、2億4,951万7,304円でありましたので、当年度純利益7,620万6,503円を加算し、利益剰余金の当年度末残高は、3億2,572万3,807円となりました。

11ページの剰余金処分計算書（案）につきましては、冒頭でも申し上げましたが、本定例会で議決いただけましたら、建設改良積立金は資本的収支の不足分の補填財源とする予定でございます。

次に、13ページからの貸借対照表でございますが、これは、令和5年3月31日時点の財政状況を表しております。

13ページ最下段の資産合計が、47億383万6,401円、14ページの負債合計は、28億8,466万3,415円、15ページの資本金合計が、18億1,917万2,986円となっております。

16ページ以降に、（地方公営企業法第30条第1項に規定する）事業報告書、（地方公営企業法施行規則第35条に規定する）決算に関する説明書における注記、資本的収支と補填財源明細書、（地方公営企業法施行令第23条に規定する）キャッシュ・フロー計算書、収益・費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を添付いたしております。

以上で、認定第6号令和4年度周防大島町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての補足説明を終わります。

なお、本決算書は、監査委員の審査に付して、その意見書を別冊として添付しておりますので、何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、認定第7号令和4年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定につきまして、補足説明をいたします。

お手元の、令和4年度周防大島町下水道事業特別会計決算書類の4ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の決算額ですが、収入合計11億2,414万5,496円に対しまして、支出合計9億5,804万6,946円となりました。

次に資本的収入及び支出の決算額ですが、収入合計13億2,176万3,253円に対しまして、支出合計14億4,979万1,015円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額1億2,802万7,762円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,107万5,025円及び当年度分損益勘定留保資

金7,695万2,737円で補てんしました。

次に、財務諸表について御説明いたします。

まず、7ページの損益計算書について、御説明いたします。

これは、令和4年度の経営成績を表すものでございますが、営業収支では、7億8,113万1,546円の損失となり、営業外収支では、8億9,666万9,711円の利益となり、当年度純利益は、1億1,553万8,165円となりました。

次に、9ページの剰余金計算書について、御説明いたします。前年度末残高3億5,610万4,866円から建設改良積立金5,309万6,554円を差引いた3億300万8,312円に、建設改良積立金の前年度末残高4,933万1,791円に前年度処分額5,309万6,554円を加えた1億242万8,345円を取り崩し、当年度純利益1億1,553万8,165円を加えた5億2,097万4,822円が当年度末未処分利益剰余金となりました。

次に11ページの剰余金処分計算書（案）ですが、令和4年度では未処分利益剰余金の処分は発生しませんので、先ほどの剰余金計算書のとおり、繰越利益剰余金は5億2,097万4,822円となりました。

次に13ページの貸借対照表について御説明いたします。

これは、令和5年3月31日時点の財務状況を表しております。13ページ最下段の資産合計は177億8,111万5,966円で、14ページの負債合計は168億884万1,017円、資本合計は、9億7,227万4,949円でございます。

以上、概略を御説明いたしました。15ページ以降に（地方公営企業法第30条第1項に規定する）事業報告書、（地方公営企業法施行規則第35条に規定する）決算に関する説明書における注記、資本的収支と補填財源明細書、（地方公営企業法施行令第23条に規定する）キャッシュ・フロー計算書、収益・費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を添付しております。

以上で、認定第7号令和4年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について補足説明を終わります。

なお、本決算書は、監査委員の審査に付して、その意見書を別冊として添付しておりますので、何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 続いて、補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 認定第8号令和4年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について、補足説明をいたします。

令和4年度周防大島町病院事業特別会計決算書類の5ページ、決算報告書をお願いします。

まず、収益的収入及び支出の決算額であります。収入合計48億5,198万5,234円に対しまして、6ページの支出合計額は47億1,488万710円の決算となりました。

次に7ページの資本的収入及び支出の決算額であります。収入合計は6億289万6,600円に對しまして、8ページの支出合計は9億1,399万3,503円の決算となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額3億1,109万6,903円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額986万1,380円及び損益勘定留保資金3億123万5,523円で補てんしました。

次に、財務諸表につきまして、御説明を申し上げます。

まず、11ページの損益計算書について御説明申し上げます。

これは、令和4年度の経営状況を表すものでございますが、医業収支では、16億6,610万4,248円の医業損失、医業外収支では、17億3,994万2,481円の医業外利益となり、特別利益748万6,080円、特別損失29万6,500円をあわせた当年度純利益は8,102万7,813円の黒字となりました。

次に13ページの剰余金計算書であります。未処分利益剰余金につきましては令和4年度利益金8,102万7,813円を計上し、利益剰余金の年度末高がマイナス14億2,595万8,289円となりました。

次に15ページの欠損金処理計算書につきましては、処分はございません。

次に17ページの貸借対照表について御説明申し上げます。

これは、令和5年3月31日時点の財政状況を表しており、18ページの資産合計は127億2,733万690円、19ページの負債合計は84億7,965万1,149円、20ページの資本合計は42億4,767万9,541円でございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、附属資料といたしまして22ページ以降に事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益・費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書、決算に関する説明書における注記を添付しております。

令和4年度も、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けました。3医療機関につきましては、入院・外来患者数が減少した影響で医業収益は減少しましたが、新型コロナウイルス感染症に関する補助金の増加により前年度に引き続き黒字となりました。

2介護施設につきましては、利用者数の低迷などにより赤字が継続しております。

大島看護専門学校につきましては、学生数の減少により前年度に比べ収益が減少し、赤字に転じております。

以上のように令和4年度決算においても新型コロナウイルス感染症の影響で患者・利用者数は予定量を下回り、経営の基盤となる事業収益は減少しました。しかし、新型コロナウイルス感染症関連の補助金や地方創生臨時交付金を活用し感染防止対策を講じて医療・介護サービスの提供に努め、令和2年度から3年連続の黒字となりました。

今後も地域に必要な医療を継続的に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献するため全力で取り組んでまいります。

以上で、認定第8号令和4年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について補足説明を終わります。

なお、本決算書は監査委員の審査に付して、その意見書を別冊に添付しておりますので、御審議のうえ、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

なお、議員各位にお願いでございますが、認定案件については後ほど所管委員会への付託審査をお諮りして、委員会にて詳細なる審議をお願いする予定としておりますので、ここでは総括的、大綱的な質疑を行っていただきたいと思っております。

認定第1号令和4年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑に入りたいと思っております。一般会計歳入歳出決算については、歳入と歳出を分けて質疑を行います。なお、財産に関することもここでお願いをいたします。

はじめに、歳入について質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけお尋ねをいたしますが、令和4年度の決算に入っているかどうか、そこだけで結構なので、4年前に横領事件がありました。その賠償金が今回の決算に入っているのかどうか、そこだけお答えください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

横領事件に対する賠償金については、今回の決算には入っておりません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、歳出について質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 170億円の予算を執行されたわけですが、この予算を執行しましたよというのはこの決算書で分かるんですが、具体的にどういう点、どういう面で成果というんですか、その予算を執行したことによるまちづくりへの成果というのが、具体的にどういうふうに示せたと受け止められておられるのか。要するに、これがパーフェクトな決算だと言われるのであれば、そういう点はないのでしょうか。結局決算をして、それで来年度以降の予算に反映すべき検証点があるはずなので、全体ではなくて結構なので、こういうところの反省すべき

点、検証すべき点を来年度以降の予算に反映したいんだというようなところがあれば、それをちょっと御説明をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から今回の決算についての反省点、課題等、全体的なことの御質問だったと思っております。全体的な予算執行のことになりますと、それぞれ所管する部署が計画を立てて、事業を実施しております。

本庁においては、例えば私は総務部長でございますので、総務部関係で言いますと、それぞれの所管する事業について当初予算のヒアリングからそれぞれ町長、副町長のヒアリングを受けて、令和4年度については事業を進めております。その中で、やはり定住空家対策についても令和4年度から新しく課ができて、それについて事業は進めておりますが、やはり1年目ということで反省というか事業の創意工夫にも令和5年度は取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、政策企画課においても様々な、令和5年度もDXの推進について、さらに今後一層、また推進していかないといけないというふうに思っておりますので、令和6年度の当初予算に向けて、そういったことも全て踏まえたうえで、行政評価ないし、それぞれ職員の創意工夫をした意見を取り込んだうえで、また予算を立てていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 今、中元総務部長からもありましたけれども、やはりこの決算を、この定例会で皆さんに御審議をいただくということでございます。この一般会計の実質収支ということで8億3,691万8,000円の黒字ということで、単年度収支におきましては2,859万3,000円ということで示させていただいています。

今の話にもありましたとおり、この今の社会情勢の中で、やはりガソリン代も上がっています。住民の皆さんの生活にしっかりと対応できるような来年度の予算編成を行うとともに、そしてまたそれだけではなくて、この先、周防大島町の状況を見据えた施策をしっかりと組んでいくということを基に。

やはり町の財政の状況が悪いと、そういったことが組めなくなってくると思われますので、今年は、この決算の段階では非常にしっかりと予算執行ができましたので、しっかりと予算執行ができたということを礎に、来年度以降の取組をしっかりとしていく、それがDXであり、子育て施策でありということになってくると思われます。

そして、先ほど申しましたけれども社会情勢、生活を圧迫する物価高ですとか、そういったこともあります。あと材料不足等もありまして、なかなかこの予算執行難しいところもありますし、施策を組み上げにくいところもあるんですが、しっかりとそのあたりも執行部で協議をして進め

てまいりたいと、このように思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） おっしゃられることはよく分かります。私がお聞きしたのは、そういう抽象的な話でも、来年度の予算をどうするのかということでもなくて、この令和4年度の決算で、財政力の強化というのももちろん重要なんですが、具体的に住民サービスでどういうメリットがあったのかとか、そういった170億円の予算を執行したことによって、どういうふうに変ったのか、変わった点があるのか、向上した点があるのか、そういったところがあれば教えてくださいという意味だったんですけど。なかなか具体的に単年度で効果が出るというものも限られてくるかもしれませんが、それでも一歩ずつ前進しなきゃいけない話だろうと思いますので、そこをもうちょっと具体的に抽象論ではなくて、来年度の予算の話でもなくて、この令和4年度の決算で、住民にとってどういう成果が現れたのか。端的に示せるようなものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から、令和4年度決算についての具体的な、町民の方に対してどういったサービス向上が得られたのかというような御質問だったと思います。なかなかその具体的なものが、ちょっと今出てこないんですが、基本的には、いろんな町民の方からの要望、御意見等がございます。それぞれの希望、要望というのは多岐多様化しております。その中から、そういった要望を十分に聞き入れたうえで、予算を組み込んでいるものもあろうかと思えます。

先ほどから町長が申し上げましたとおり、そういったことをしっかりと踏まえて、令和4年度においても、そういった意見も踏まえたうえでの予算計上をしておりますので、十分それは反映できているというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第2号令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第3号令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第4号令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第5号令和4年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第6号令和4年度周防大島町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第7号令和4年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第8号令和4年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。決算認定の質疑が終結いたしましたので、認定第1号令和4年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号令和4年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの8議案を本日配付しております議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号令和4年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号令和4年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの8議案を本日配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第17. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第17、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。補足説明を求めます。中元総

務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第4号））の補足説明をいたします。

去る令和5年6月30日から令和5年7月1日にかけての大雨により、農道、町道及び河川など町内各地において多大な被害を受けたところでございます。町におきましては、この大雨災害に可能な限り迅速に対応するため、直ちに災害応急工事の実施や補助災害査定に必要な測量設計業務に要する経費など、被害拡大の防止に必要な予算を計上する必要が生じたところでございます。

しかしながら、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたことから、同条第3項に基づきこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、4,630万円を追加し、予算の総額を151億1,327万4,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

歳入につきまして、18款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金から4,630万円を取り崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行っております。

次に、歳出につきまして、14ページをお願いいたします。

5款農林水産業費3項水産業費3目漁港管理費におきましては、大雨により安下庄漁港の原地区、古城地区の泊地に河川から大量の土砂が流入・堆積し、漁船の停泊や係留、漁業の操業に支障が生じており、当初予算で計上しておりました原地区の浚渫にかかる工事請負費300万円に400万円を追加計上し、漁港機能の回復を図ろうとするものでございます。

10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農林業施設災害復旧費におきましては、農道和田線及び長崎地区農地それぞれの災害について、補助災害査定を受けるための測量・設計・監理業務委託料1,000万円を、工事請負費には、農道の陥没補修や土砂撤去等に要する経費として300万円を計上いたしております。

2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費におきましては、町道日見奥畑線の災害について、補助災害査定を受けるための測量・設計・監理業務委託料100万円を、工事請負費には、町内各所で被害を受けました町道の陥没補修や土砂撤去等に要する経費として2,030万円を計上いたしております。

15ページをお願いいたします。

2目河川災害復旧費におきましては、町内各所で被害を受けました河川の護岸補修や土砂撤去等に要する経費として、工事請負費に800万円を計上いたしております。

以上が、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第4号））についての概要でございます。何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御承認賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。議案第1号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 測量委託料については査定を受けるための経費ということで、この工事請負費について、農林水産業費、災害復旧費と公共土木施設災害復旧費の工事請負費というのは、これは補助災害も含めた工事請負費ということでよろしいのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問の災害復旧工事請負費のほうは、この後、上程させていただきます第5号補正に計上させていただきます。この第4号補正の専決処分については測量・設計費のみとなります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 毎度申し上げるんですが、専決処分の次の定例会が今回の定例会だから、この定例会で報告ということなんでしょうけれど、令和5年7月4日に専決処分されて、2か月経って報告ということで、内容は災害復旧費ですから特に異存はないんですが、せめてその情報提供、私は、本来は臨時会を速やかに開催して、例え報告であろうと、専決処分はされていても速やかに臨時会が開催されるべきじゃないかなと思いますが、それができないにしてもせめて専決処分をしますという情報提供ぐらいは議会に対してあっていいんじゃないかなと思いますけれど、その辺については、今後の御対応としていかがお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時44分休憩

.....

午前11時45分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からの御質問にお答えいたします。

議会とも調整しながら、この案件については今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第4号））について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第18. 議案第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第18、議案第2号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第2号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、7億6,405万4,000円を追加し、予算の総額を158億7,732万8,000円とするとともに、第2条において債務負担行為の設定を、第3条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。13ページをお願いいたします。

歳入につきまして、10款1項1目地方交付税は、令和5年度の普通交付税交付額が52億3,531万2,000円と決定されましたことから、14億6,468万8,000円減額するものでございます。

減額の主な要因は、令和4年度に町税収入が増加し、交付税算定において基準財政収入額が大幅に増加したことによるものでございます。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金は、令和5年6月30日からの大雨災害による長崎地区農地災害復旧工事にかかる分担金500万円の計上でございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、生活保護費負担金の介護扶助費等国庫負担金精算による追加交付、1万2,000円の計上でございます。

3目災害復旧費国庫負担金は、令和5年6月30日からの大雨災害による町道日見奥畑線災害

復旧工事に対する公共土木施設災害復旧費負担金、600万3,000円の計上でございます。

14ページをお願いいたします。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、旧油田小学校における周防大島町ワーケーションアイランド構想の実現にかかるローカル5G基地局整備事業に対する情報通信技術利活用事業補助金の交付決定に伴い2,314万9,000円を計上いたしております。

デジタル田園都市国家構想推進交付金は、LINE申請支援業務やAR・VR導入業務等の事業に対する交付決定額405万2,000円の計上でございます。

2目民生費国庫補助金は、ひとり親世帯以外生活支援特別給付金事業にかかる対象世帯追加に伴う補助金110万円の追加計上でございます。

子ども子育て支援施設整備交付金は、東和児童クラブ新築事業に対する交付金の上限基準額変更に伴い74万6,000円を追加計上いたしております。

5目土木費国庫補助金は、道路新設改良事業及び道路メンテナンス事業の交付決定に伴う活力創出基盤整備交付金（社会資本整備総合交付金）3,102万7,000円の減額でございます。

8目災害復旧費国庫補助金は、令和5年6月30日からの大雨災害による農道和田線災害復旧工事、長崎地区農地災害復旧工事に対する農林水産業施設災害復旧費補助金2,125万円の計上でございます。

15款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金の子ども子育て支援施設整備交付金は、東和児童クラブ新築事業に対する交付金の上限基準額変更に伴い74万6,000円を追加計上いたしております。

3目衛生費県補助金は、水価安定補助金の交付が令和5年度から令和9年度まで延長されることが決まったことに伴い、1,455万7,000円を計上いたしております。

15ページをお願いいたします。

17款1項寄附金1目一般寄附金は、本町が取り組むまち・ひと・しごと創生推進事業に対し、寄附金の申し出があり、御寄附をいただきましたことを受け、企業版ふるさと寄附金700万円を計上いたしております。

今後、平野教職員住宅の空室を企業向けの従業員住宅に改修する事業で活用する予定でございます。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金を12億3,566万6,000円取り崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行っております。

4目観光振興事業助成基金繰入金は、英語版観光パンフレットの増刷に対する基金繰入金、48万4,000円の計上でございます。

19款1項1目繰越金は、令和4年度からの繰越金が8億3,691万8,000円でありまし

たので、当初予算額の1,000万円に、8億2,691万8,000円を追加計上するものでございます。

16ページをお願いいたします。

20款諸収入4項雑入1目学校給食収入は、今年度から米空母艦載機部隊配備特別交付金による基金を財源として学校給食費の無償化事業を開始したところでございますが、準要保護者への就学援助については、国からの財政措置がなされていることから本基金事業の対象外となることが判明したため、準要保護者分の学校給食収入508万8,000円を計上しております。

2目雑入につきまして、LINE申請による各種証明等の郵送料8,000円のほか、後期高齢者医療療養給付費負担金にかかる過年度精算分3,014万2,000円、地域介護・福祉空間整備等交付金返還金87万円、旧油田小学校、旧安下庄中学校の電気料等にかかる廃校利用光熱水費負担金222万2,000円、地家室園地光熱水費27万5,000円、地方公共団体情報システム標準化・共通化にかかる事業等に対するデジタル基盤改革支援補助金の交付決定に伴い448万2,000円の計上でございます。

21款1項町債3目過疎対策事業債4目災害復旧事業債は、各事業費の調整に伴う計上でございます。

5目臨時財政対策債は、限度額の確定に伴う減額、6目合併事業債は、各事業費の調整に伴う計上でございます。

次に歳出でございます。

18ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費の議会運営経費は、故障により使用不能となりました議員控室の給茶機の購入費43万9,000円の計上でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費及び2目文書広報費は、財源内訳の調整でございます。

5目財産管理費は、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、令和4年度決算剰余金の2分の1以上を財政調整基金へ積み立てるため、積立金4億1,900万円を計上いたしております。

7目支所及び出張所費について、久賀支所管理経費は、久賀庁舎の空調設備改修工事にかかる実施設計業務委託料495万円の計上でございます。

大島支所管理経費は、労働安全衛生規則等の一部改正により、テールゲートリフターの使用者に対し、特別教育が法令上義務付けられ、令和6年2月1日から適用となり、それまでに特別教育を受ける必要があることから、機械類取扱講習会負担金7万円を計上しております。

また、地域の要望に対応するため、久賀・大島・東和・橘の道路等維持管理経費に工事請負費を、大島、橘の小規模施設整備事業費に補助金を追加計上いたしております。

8目電子計算費は、財源内訳の調整でございます。

20ページをお願いいたします。

2項徴税費1目税務総務費の税務一般事務費は、小松地区の公図修正業務委託料93万5,000円の計上でございます。

3款民生費1項社会福祉費2目障害福祉費の障害福祉一般経費は、自立支援給付費等にかかる国・県補助金の前年度精算による償還金の計上でございます。

5目介護保険対策費につきまして、介護保険対策事業は、償還金に184万5,000円を計上しております。

国・県補助金の前年度実績による償還金のほか、平成29年度に町内の有料老人ホーム施設事業者が国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の間接補助によりスプリンクラー整備事業を実施しましたが、その後の運営状況の変化により令和4年度に中国四国厚生局に対し、転用及び無償譲渡にかかる財産処分の手続きを行い、87万円の返還金が生じたことから、当該事業者がこの返還金87万円を負担し、町経由で国へ返還するための経費も計上いたしております。

介護予防一般経費は、屋代地区の延命の家の水道施設は、近隣住民所有の井戸水を使用して給水しておりましたが、井戸の所有者が転出することとなり、井戸水が使用できなくなったことから、町水道を引き込むため工事請負費及び水道加入負担金として合計45万円を計上いたしております。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 引き続き、議案第2号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）の補足説明をいたします。

21ページをお願いいたします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の児童福祉総務一般経費は、東和小学校内に建設を予定しております児童クラブ新築事業について、物価高騰などによる事業費増加に伴い、工事監理業務委託料に11万5,000円、工事請負費に1,305万3,000円を追加計上いたしております。

また、国・県補助金の前年度精算による償還金を計上しております。

ひとり親世帯以外生活支援特別給付金事業（新型コロナウイルス対策）については、今年度事

業を開始し、対象児童1人あたり5万円を給付しておりますが、令和5年度分の税の確定により、給付対象となる家計急変世帯が増加する見込みであるため、110万円の追加計上でございます。

なお、財源は全て国庫補助金となっております。

3項生活保護費1目生活保護総務費は、医療扶助費等国庫負担金等の前年度精算による償還金の計上でございます。

22ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、新型コロナウイルスワクチン接種関連事業や出産・子育て応援交付金等にかかる国・県補助金の前年度精算による償還金の計上でございます。

3目環境衛生総務費は、先ほどの大島支所管理経費で計上した内容と同様でございますが、労働安全衛生規則等の一部改正により、テールゲートリフターの使用者に対し、特別教育が法令上義務付けられ、令和6年2月1日から適用となり、それまでに特別教育を受ける必要があることから、機械類取扱講習会負担金15万円を計上しております。

2項清掃費3目し尿処理費のし尿処理施設管理経費は、不具合が発生しております衛生センターのシーケンサ取替修繕費144万8,000円の計上でございます。

5款農林水産業費1項農業費7目農村環境改善センターの油田センター管理運営経費は、修繕を予定しておりました汚水処理施設の接触ばっ気槽について、接触材等の資材価格高騰に伴う16万4,000円の追加計上でございます。

23ページをお願いいたします。

2項林業費1目林業総務費の海域保全管理事業につきまして、地家室園地拠点施設は、令和6年1月オープンを目指し、現在建築工事を進めておりまして、施設の開設準備及び管理に要する経費として、報償費、需用費、備品購入費等、合計422万2,000円を計上しております。

3項水産業費3目漁港管理費について、漁港施設管理事業は、漁港施設の今後見込まれる修繕費の追加や老朽化による陸開差板を交換するための原材料費を追加し、合計118万5,000円を計上いたしております。

24ページをお願いいたします。

漁港施設整備事業は、油田漁港情本浦物揚場機能保全工事の附帯工事費として740万円の計上でございます。

6款1項商工費2目商工業振興費の商工振興事業につきましては、企業版ふるさと寄附金を活用し、平野教職員住宅の空室を企業従業員住宅へ改修する工事を計画しており、この改修工事にかかる設計業務委託料242万円の計上でございます。

3目観光費の観光一般経費は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行後、外国人観光

客が増加傾向にあり、在庫不足となった英語版観光パンフレットの増刷に要する経費として、翻訳業務委託料及び観光振興事業助成基金を財源とした観光振興事業補助金に合計55万9,000円を計上いたしております。

25ページをお願いいたします。

7款土木費2項道路橋りょう費2目道路新設改良費の道路新設改良事業は、事業費調整のため、委託料及び工事請負費の補正でございます。

8款1項消防費4目災害対策費の防災センター運営費は、電気料高騰に伴う需用費内の調整でございます。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費につきまして、廃校利用対策経費は、主に電気料高騰に伴う光熱水費の追加計上でございます。

26ページをお願いいたします。

2項小学校費1目学校管理費の小学校施設管理経費は、東和小学校プール循環ポンプの絶縁不良によるポンプ取替修繕及び今後見込まれる学校施設修繕費として、合計98万6,000円を計上いたしております。

小学校施設改修事業費は、委託料の測量・設計・監理業務に839万3,000円の計上ではありますが、これは東和小学校のプールの漏水が激しく、排水バルブの取替等漏水対策を行いました。改善が見られないうえ、水道使用料も増加していることから、プール槽全体の改修工事を行うための設計業務委託料と、来年度、肢体不自由な児童が東和小学校へ入学予定のため、学校施設の改修が必要となり、エレベーター棟、屋外スロープ新設、特別支援教室の改修等工事を実施するための設計業務委託料を計上しております。

工事請負費には、不具合が生じております東和小学校校内放送設備の改修工事費566万5,000円の計上でございます。

2目教育振興費の要保護・準要保護児童就学援助事業につきましては、歳入の諸収入、学校給食収入において説明をいたしましたとおり、今年度から米空母艦載機部隊配備特別交付金による基金を財源として学校給食費の無償化事業を開始したところでございますが、準要保護者への就学援助については、国からの財政措置がなされており、本基金事業の対象外となることが判明したことから、就学援助費に準要保護者への学校給食費240万8,000円を計上しております。

3項中学校費1目学校管理費の中学校施設管理経費は、大島中学校の太陽光発電の売電用電力計の有効期間到来に伴う取替修繕費及び今後見込まれる学校施設修繕費として合計40万6,000円を計上いたしております。

2目教育振興費の要保護・準要保護生徒就学援助事業は、先ほどの要保護・準要保護児童就学援助事業の説明と同様でございます。就学援助費に準要保護者への学校給食費268万円を計

上いたしております。

27ページをお願いいたします。

5項保健体育費2目体育施設管理費の海洋センター管理運営経費は、B&G海洋センタープールの水槽から漏水していることが分かり、改修が必要となったことから、現在実施中のB&G海洋センタープール改修工事実施設計業務にプール槽改修工事分を追加するため、49万2,000円を追加計上いたしております。

10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農林業施設災害復旧費の現年度農業用施設補助災害復旧事業は、令和5年6月30日からの大雨災害により被災した農道和田線及び長崎地区農地の災害復旧工事請負費として、3,500万円を計上いたしております。

2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費の現年度道路橋りょう補助災害復旧事業は、令和5年6月30日からの大雨災害により被災した町道日見奥畑線2か所の災害復旧工事請負費として、1,140万円を計上いたしております。

28ページをお願いいたします。

12款諸支出金1項1目繰出金につきまして、他会計繰出金合計額は1億3,605万8,000円の計上となっております。

介護保険事業、渡船事業及び水道事業への特別会計繰出金は、補正に伴う繰出金の調整でございます。

病院事業特別会計繰出金は、普通交付税の確定による調整と、公債費にかかる繰出金の算定基準を国の繰出基準に準じ増額を行っております。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、6ページにお戻りいただきたいと思っております。

6ページ、債務負担行為につきましては、山口県統合型校務支援システム運用委託事業について、山口県内の19市町と山口大学教育学部との間で締結した基本協定書に基づき、自治体等それぞれが契約候補者と委託契約を締結しようとするもので、期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とし、その限度額を1,730万3,000円と設定するものでございます。

7ページは、地方債の補正についてでございます。

農林水産業施設災害復旧事業債の追加、過疎対策事業債、公共土木施設災害復旧事業債、臨時財政対策債及び合併特例事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が議案第2号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第2号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 18ページ、19ページに、支所の道路等維持管理経費が上がっておりますが、これについて今回の補正予算がどういう——今まで保留にしてきたというか、もう既にこの予算で執行するところ、箇所が決まっているのか。それとも今後それプラス、今後の見込みも含んでいるのか。そういったところを大まかな枠の話で結構なんで、御説明をしてください。

25ページに廃校利用対策経費というのがありますが、この廃校別の予算額について御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 岡本統括総合支所長。

○統括総合支所長（岡本 義雄君） 田中議員からの御質問にお答えいたします。

総合支所で管理しております道路等維持管理経費につきましては、当初予算で各総合支所が500万円ほど予算措置を行います。通年半年でその500万円を消化する状況がございまして、今回につきましても、ほぼ9割以上執行が終わっておりますので、今後、年度末までの期間に対して必要な総額として、各総合支所から道路等維持管理経費の補正を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 廃校施設における光熱水費の補正でございますが、まず旧安下庄中学校水道料でございますが、18万8,000円、それから旧森野小学校が4万1,000円。それから電気料についてですが、旧油田小学校が47万8,000円、旧安下庄中学校が155万6,000円、旧森野小学校が54万4,000円、最後に旧城山小学校が203万9,000円でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 総合支所の経費なんですが、今回の補正で年度末までの費用ということなんですけれど、既におそらく要望とかがあって、それで見込まれる、もう既にこれだけ必要だという金額が、予算がありますよね。それがどれぐらいになるのか。そして今後、要望が出てくる。この予算の残りになるんでしょうけれど、それがどれぐらいあるのかというところをお聞きしたんですが、もう1回御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 岡本統括総合支所長。

○統括総合支所長（岡本 義雄君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

まず、大島地区の道路等維持管理経費についてでございますが、今後予定される工事が7件、それから、年度末までの見込み工事が20件の合計27件を予定しております。

それから同じく東和地区におきましては、年度末までに見込みとなる工事20件分を想定しております。

同じく橘地区につきましては、予定工事が17件、見込み工事が8件、計25件としております。

久賀地区におきましては、予定工事が23件、見込み工事が14件の37件分としております。以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 見込み工事は、まだ、未定ということによろしいんですか。私がお聞きしたのは、結局、大島地区でいえば7件あって、それ以外が20件ぐらい見込まれるということなんです。これから要望とか、そういう必要な箇所が出てくると思うんですけど、その辺の実施の優先順位の管理はどういうふうにされているのか。

よくお聞きするんですが、町のほうへお願いしているんだけど、なかなかやってもらえないというところもあるということで、その辺の必要箇所の管理、例えば、データベースを作って、優先順位もあるでしょうから、その辺をどう決めるのかもあるでしょうけれど、そこら辺の維持補修の箇所の管理をどういうふうにされているのか。27件で終わらないと思うんです。そうするとやっぱり優先順位をつけて事業効果の高いところからやっていくとか、いろいろ安全面の配慮とか、そういうのもあると思いますが、現実問題として、それをどういうふうに管理されているのかということをごちゃと教えてください。

それと廃校のほうは、要するに今、廃校活用で使われているところは、これと同額が歳入として入ってくる、利用者の方から入れてもらうと、同額となるということによろしいんですか。

○議長（荒川 政義君） 岡本統括総合支所長。

○統括総合支所長（岡本 義雄君） 田中議員の御質問にお答えをいたします。

道路等維持管理経費につきましては、対象が町道、町河川等の修繕工事に対応するものでございますので、まず御要望がありました内容につきまして、どの程度の事業料が必要となるかということをご要望の方と協議をいたします。

総合支所におきましては、1件20万円を基準としておりますので、20万円以内であれば、総合支所で対応いたしますが、要望の内容の範囲が広く、金額が20万円を超えるようであれば、施設整備課とも協議をさせていただいて、事業の振り分けをしております。

また、町の職員で対応ができるものにつきましては、直接、町の職員で対応するようしております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 廃校の関係の光熱水費の歳入の話でございますが、旧油田小学校と旧安下庄中学校については、後利用が決まっておりますので、その方から歳入があるということでございますが、この春に閉校しました旧森野小学校と旧城山小学校については、要するに見込み誤りといえますか、というところで歳出のほうを増額しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） まず、14ページ歳入のところです。

国と県から子ども子育て支援施設整備交付金が予定よりも多く交付されるという内容だったかと思うんですけれども、以前、当初予算のときに、町としては東和の児童クラブ、学童について新設のつもりで国に申請したが、国からは移設というふうにみなされて、補助率が町の期待していた新設に対するものよりも低く算定されたというようなお話を伺ったように記憶しております。その判定が変更されたのか、それとも、子ども子育て関係の施設の算定基準が当初と変わって、補助率は変わらないけれども、全体的に上がったという、その後の算定基準の変更に伴って変わったということなのか、どちらか教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 白鳥議員の質問にお答えいたします。

今の部分が国庫それから県費の74万6,000円のことだろうと思います。こちらにつきましては、補助基準額上限の基準額の変更によりまして、74万6,000円が国・県とも増額になっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 分かりました。ありがとうございます。

もう1点が23ページのところで、1目林業総務費の海域保全管理事業というところで、令和6年1月にオープン予定の地家室園地拠点施設にかかるものということですが、準備のためのお金ということなのか、開設してからの経費ということなのか、そのあたりのことと、こちらは地域おこし協力隊や会計年度任用職員が実動部隊として運営に携わるとお伺いしているんですけれども、そういった備品などについては、そういった方々の意見も含めてセレクトということになるのか、それとも町でオープン前に、ある程度買ってしまおうというようなイメージなのか、そのあたりのイメージが分かれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 地家室園地拠点施設については、先ほど補足説明の中にもありました令和6年1月の開設、オープンを目指しております。

まだ、建築工事等も進んでおりませんでしたので、本年度の当初予算にはかかる経費を一切計上しておりません。この定例会において、設置条例と備品等、必要なものをここであげさせていただいているということです。

それから設置の内容については、今、地域おこし協力隊の方が1人いらっしゃいますけれども、その方も含めて、町のほうで必要であろうと思うものを計上させていただいております。

○議長（荒川 政義君） ほかにありませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） プールの話が出ましたので、1つだけ確認しておきます。

26ページです。委託料と工事請負費の説明の中で、プールとエレベーターと放送設備ということであったんですが、東和小学校のプールに関わる分がどれぐらいの経費になるのかをまず教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 東和小学校のプールの改修の経費、委託料についてですが、100万円強ということでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） まず、100万円で設計ということで、次の議会で工事請負費というふうな形になるんですか。確認です。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） このたび予算の議決をいただきましたら設計に入りますので、その設計が終わりましたら、その段階で補正予算を組ませていただいて工事に移りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 最後に、今年度中にその工事が完了をさせていただけるのかという確認なんですが、要は、今年、子供たちが楽しみにしていた夏の水泳教室が、工事の漏水の影響で中止となりました。非常に皆さん残念がっておりましたので、来年のプールの開始に間に合うように工事が完了できるのかどうか、確認を取っておきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 東和小学校のプールにつきましては、御存じだと思うんですが、プールを満水にしても水がどんどん抜けていって、途中で止まるんですが、プール槽にも原

因がありそうだし配管の恐れもあるということで、今回詳しくそこを見てもらおうというところで、実際、工事の内容が確定しないと工期というのはちょっと分からないと思います。プール槽全体となってくると、相当の期間を要すると思いますので、その場合はもしかすると、来年度は使用が不可能になるかもしれないということも想定はしております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第19. 議案第3号

日程第20. 議案第4号

日程第21. 議案第5号

日程第22. 議案第6号

○議長（荒川 政義君） 日程第19、議案第3号令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から日程第22、議案第6号令和5年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの4議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） それでは、議案第3号から議案第5号の補足説明を行います。

議案第3号令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を行います。

今回は、令和4年度決算に伴う精算の補正でございます。

補正予算つづりの29ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,948万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億8,274万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

37ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

6款繰越金は、前年度決算に伴い、8,948万3,000円を増額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

38ページをお願いいたします。

6款基金積立金は、前年度繰越金の発生に伴い、8,948万3,000円を増額するものでござ

ざいます。

以上が、令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

続きまして、議案第4号令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を行います。

今回は、令和4年度決算に伴う精算の補正でございます。

補正予算つづりの39ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,867万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

47ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

4款繰越金は、前年度繰越金を5万円追加計上しております。

次に歳出について御説明いたします。

48ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金を5万円追加計上しております。この納付金は、令和4年度保険料のうち、令和4年度歳出予算により広域連合納付金として支出できなかった保険料を、令和5年度歳入予算に前年度繰越金分として今回補正計上し、歳出予算により広域連合へ納付するものでございます。

以上が、令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

続きまして、議案第5号令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を行います。

補正予算つづりの49ページをお願いいたします。

今回の補正は、令和4年度決算に伴う精算が主なものでございます。

第1条で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、2億8,276万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,931万9,000円とするものでございます。

まず、保険事業勘定の歳入から御説明いたします。

事項別明細書の59ページをお願いいたします。

6款繰入金1項他会計繰入金4目その他一般会計繰入金は、財源調整のため、5万6,000円を増額いたします。

7款の繰越金は、令和4年度決算に伴う繰越金として、2億8,270万7,000円を増額い

たします。

次に、歳出について御説明いたします。

60ページをお願いいたします。

1款総務費2項徴収費1目賦課徴収費は、過年度の介護保険料の還付金として、228万円を増額いたします。

3款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金は、令和4年度決算に伴う介護給付費準備基金への積立てとして、9,105万3,000円を増額いたします。

4款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費2目介護予防ケアマネジメント事業費は、介護予防サービス計画給付費負担金として、5万3,000円を増額いたします。

61ページをお願いいたします。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金につきましては、前年度実績に伴う国・県等への返還金として、1億8,937万7,000円を追加計上いたします。

以上が、令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

以上で、議案第3号から議案第5号までの補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 続いて、補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第6号令和5年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の63ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、36万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,369万3,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

71ページをお願いいたします。

歳入につきまして、3款県支出金1項県補助金1目航路補助金は、山口県離島航路補助金額の確定に伴う補正でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、今回の補正にかかる一般会計からの繰入金を509万9,000円増額し、財源調整を行っております。

次に、歳出でございます。

72ページをお願いいたします。

1款2項事業費2目情島航路運航費の情島航路運航経費は、情島浮棧橋の側面に腐食による小

さな穴が開き、浮棧橋内への浸水が見られたため、令和5年8月に緊急修繕を行いました。今後、船舶の上架にかかる修繕費の予算不足が見込まれるため、緊急修繕に要した修繕費36万1,000円を増額するものでございます。

以上が、令和5年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第3号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第6号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第3号令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から議案第6号令和5年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの質疑を終了いたします。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第23、議案第7号

○議長（荒川 政義君） 日程第23、議案第7号令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 議案第7号令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をいたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入額を1,715万8,000円増額し、8億8,713万3,000円とするとともに、既定の支出額を320万5,000円増額し、8億3,598万6,000円とするものです。

その概要につきまして御説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

収入におきましては、1款水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金1節一般会計繰入金において、山口県が水道料金の格差是正のための補助制度を令和9年度まで延長することとしたことを受けたもの及び柳井地域の水道事業広域化にかかる負担分をあわせた1,715万8,000円を追加計上しております。

支出におきましては、1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費27節材料費において、水道管の修繕等にかかる資材の追加購入費として20万円を増額計上しております。

3目総係費5節報酬において、会計年度任用職員の雇用期間の延長により40万円を、33節負担金において、柳井地域の水道事業広域化にかかる負担金として260万1,000円をそれぞれ増額計上しております。

また、2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費1節企業債利息において、利率変動による調整を行っております。

水道事業費用合計で、320万5,000円の増額を計上しております。

なお、3ページ以降には、附属資料を添付しております。

以上が、議案第7号令和5年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第7号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第24、議案第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第24、議案第8号令和5年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 議案第8号令和5年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入に1,423万1,000円を追加し、11億8,596万4,000円とし、既定の支出に2,454万3,000円を追加し、10億5,795万7,000円とするものです。

その概要につきまして御説明いたします。

3ページをお願いします。

収入につきましては、1款下水道事業収益2項営業外収益3目長期前受金戻入では、国庫補助金分1,233万6,000円及び負担金等分189万5,000円を追加するものです。

支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用4目減価償却費の有形固定資産減価償却費2,454万3,000円を追加するものです。

収入及び支出とも現金の支出入を伴わないものでございますが、令和4年度の取得資産を含めて再計算を行った結果を反映させるため、当初予算に対する、それぞれの経費を補正するものです。

1ページに戻っていただきまして、第3条の資本的収入及び支出では、令和5年度の下水道整備事業にかかる国庫補助金の割当額につきまして、当初見込額よりも減額となったことに伴い、その減額分を企業債で充当するよう、予算第4条の既定の収入を補正するものでございます。

その概要につきまして御説明いたします。

4ページをお願いします。

1款資本的収入1項企業債1目建設改良債1節公共下水道事業債2,940万円及び2節過疎対策事業債2,940万円をそれぞれ追加し、9億6,110万円とし、2項補助金1目国庫補助金1節公共下水道費補助金5,880万円を減額し、4億195万円とするものです。

2ページに戻っていただきまして、第4条の企業債では、予算第5条に定められた起債の限度額につきまして、特定環境保全公共下水道建設改良事業の既定の限度額に5,880万円を追加し、7億9,180万円とし、企業債の総額を9億6,790万円とするものです。

第5条の利益剰余金の処分につきましては、予算第10条において処分を予定しておりましたが、その必要がなくなったことから、今回削除するものでございます。

なお、5ページ以降に附属資料を添付しております。

以上が、議案第8号令和5年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でござ

ざいます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第8号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第25、議案第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第25、議案第9号令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第9号令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

この予算は、収益的収入では普通交付税の交付額確定及び新型コロナウイルス感染症関連補助金の確定分について、収益的支出では企業債利息確定分について補正するものです。また、大島病院給食業務委託について債務負担行為を定めております。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量では、周防大島町立東和病院の新型コロナウイルス感染症患者に対応するために確保した病床の空床分として、入院患者数を541人減じております。あわせて1日平均患者数も補正しております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、周防大島町立東和病院の入院患者減少に伴う医業収益の減少、普通交付税の確定及び新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業費補助金、入院設備整備補助金の確定により収入合計で、2ページをご覧ください。

660万9,000円増額補正し、51億879万2,000円としております。

支出につきましては、業務量の減少に伴う材料費の減少、令和5年3月借入分の企業債利息確定により支出合計で、268万5,000円減額補正し、50億9,948万6,000円としております。

第4条は、予算第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰下げ、第4条の次に第5条として債務負担行為を加えております。

債務負担行為につきましては、3ページをご覧ください。

周防大島町立大島病院給食業務委託について、期間を令和6年度から令和8年度までの3年間、

限度額を2億487万6,000円と定めております。

周防大島町立大島病院は直営での給食業務を行っておりますが、職員の退職が相次ぎ、新規職員の確保が困難な状況で、安定した給食提供体制の維持に苦慮しております。

給食業務を外部委託することにより、継続的かつ安定的に給食を提供できると考えております。

なお、給食委託については、令和6年4月1日より開始したいと考えております。

第5条の他会計からの補助金につきましては、普通交付税の確定により1億1,374万5,000円を増額補正し、13億1,931万8,000円としております。

第6条のたな卸資産購入限度額につきましては、業務の予定量に基づき算出し、合計で290万円を減額補正し、7億6,316万8,000円としております。

附属資料としまして、4ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が議案第9号令和5年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議案第9号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第26. 議案第10号

日程第27. 議案第11号

日程第28. 議案第12号

日程第29. 議案第13号

○議長（荒川 政義君） 日程第26、議案第10号あらたに生じた土地の確認について（伊保田・小網代）から日程第29、議案第13号字の区域の変更について（伊保田・雨振東）までの4議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第10号から議案第13号までについて一括して補足説明をいたします。

まず、議案第10号及び議案第11号の、あらたに生じた土地の確認についてであります。

議案第10号は、伊保田、小網代地先において、議案第11号は、伊保田、雨振東地先において、山口県が県道改良事業により実施した無願埋立について、公有水面埋立法第36条及び第

35条第1項ただし書の規定によりまして、原状回復義務が免除され、同条第2項の規定により公有水面に存する土砂その他の物件が無償にて国の所有に属することとなり、これによりまして周防大島町の区域内にあらたな土地が生じたことから、土地の確認をすることについて、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号及び議案第13号の字の区域の変更についてであります。

議案第12号は、議案第10号でお諮りしておりますあらたな土地を、議案第13号は議案第11号でお諮りしておりますあらたな土地を周防大島町内の区域に編入することについて、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上が、議案第10号から議案第13号までの補足説明であります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は議案ごとに行います。

議案第10号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第11号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第12号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第13号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第10号あらたに生じた土地の確認について（伊保田・小網代）から議案第13号字の区域の変更について（伊保田・雨振東）までの質疑を終結いたします。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。

午後1時59分休憩

.....

午後2時14分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第30. 議案第14号

○議長（荒川 政義君） 日程第30、議案第14号周防大島町地家室園地拠点施設設置条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第14号周防大島町地家室園地拠点施設設置条例の制定について、補足説明をいたします。

本案は、ニホンアワサンゴが生息する、豊かな海や、山々が存在する白木半島地区、地家室地域において、ニホンアワサンゴの生息展示や、白木半島地区の海や山の自然環境・歴史・文化を、ここに訪れる町内をはじめ、町外の多くの人々に体験・学習してもらうとともに、周辺の海域や山々でのエコツアーの出発地点として利用してもらうことを目的とした、地家室園地拠点施設設置条例を制定するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本条例案の条文に沿って御説明いたします。

第1条では、ニホンアワサンゴの飼育や資料の展示を行うことにより、周防大島町の一部である、白木半島地域をはじめとする、瀬戸内海の自然環境の魅力を発信するとともに、施設の使用を通じた、農山漁村と都市との交流を促進するために、周防大島町地家室園地拠点施設を設置することを規定しております。

第2条では、周防大島町地家室園地拠点施設の名称及び施設の位置を周防大島町大字地家室709番地4とする旨の規定です。

第3条では、環境省が整備する多目的室やトイレ、シャワーなど瀬戸内海国立公園地家室休憩所の管理運営や、ニホンアワサンゴに関する資料等の展示及び飼育、体験学習の企画及び実施、エコツーリズムの企画及び実施、地域及びイベント等の情報の発受信、農山漁村と都市との交流の促進など、設置目的を達成するための事業について規定しております。

第4条では、施設の開館時間を午前9時から午後5時までとする規定です。

第5条では、施設の休館日を毎週水曜日に規定しております。

第6条では、入館の制限を規定しております。

第7条、第8条では、専用使用の許可及び許可の取消しを規定しております。

第9条では、故意又は過失により、拠点施設または附属設備等を破損し、または滅失した者への損害賠償を規定しております。

最後に、第10条では、その他必要な事項は、規則で定めることを規定しております。

以上が本条例案の説明でございます。

何とぞ慎重な御審議のうえ、御議決賜わりますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第14号について、質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） こちらの施設の管理のことについて、1点、お伺いしたいと思います。

建設されている施設は、半分が町の持ち物で半分が環境省の持ち物ということだったかと思うんですけども、環境省の持ち物の部分の管理も町が行うというふうに理解しているんですけども、そちらの例えば運営に関わる規約のようなものは、ここと同じもの、この中で運営していくという形になるのか、環境省で、また別途何かつくられたものを受けて町が行うというようなイメージになるのか、教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 環境省部分についても、今、上程させていただいている設置条例に基づいた運営をしようと思っています。

具体的に環境省が建てる部分の管理については町が行うわけですが、これは環境省と協定を結んで、内容を詰めたうえで、今、上程させていただいている設置条例に基づいて管理をしていくということになります。

○議長（荒川 政義君） ほかにありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今と同じような質問なんですけど、国と町は協定で管理委託なりをする。町は、この条例に基づいてということは、この条例自体は環境省部分の施設も含めた条例ということでもいいんですか。ちょっとそこをもう1回御説明ください。

それと施設の専用使用の許可というのがあるんですけど、例えば、環境省部分にも多目的室というのがあります。部分使用がどうなるのかということと、環境省の多目的室の使用の手続というんですか、規定はどこで、何で規定されるようになるのか。その辺も御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 今回、上程させていただいている設置条例は、環境省部分が入っておりません。設置条例を設けるとすると、環境省が設けることにはなりますが、環境省は設置条例を設けないというふうに聞いております。それは町との、先ほど言いました協定を結んだうえで管理をしていくということで、方向性はそういうふうに聞いております。

それから専用等、協定の中にもそれを示そうというふうには思っておりますが、施設の貸し借り専用の届け等は、町の様式に従って専用願いを出していただけて許可をするという形で運営していきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっとよく分からないんですが、この条例は、環境省部分は含まれない条例であると。具体的に、例えば一般の方が環境省部分の多目的室を使おうとしたときには、何に基づいて、協定は、私は今の御説明では、国と町の協定というふうに受け止めたんですが、一般の方が環境省部分の多目的室を利用しようとしたときには、何の規定に基づいて手続をするようになるのか。その規定の部分がどういう形になるのかというのをちょっとお聞きしたんですが。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 先ほど白鳥議員の御質問の中でもお答えしましたが、環境省と町が協定を結んで環境省の部分を管理していきます。その協定書について、今、細部を詰めているところでございますが、その使用の仕方等についても、環境省との協定の中で定め、町が管理していくという方向で進めております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ということは、例えば、例えばというか、環境省部分の多目的室というのは、もう町が使うという前提で、一般の方が使うようなものではないと、供用するものではないということなんですね。分かりました。

この町が設置した施設の部分についてはこの条例。国が設置した施設については国と町との協定で、その部分については、一般の方が使用するようなものはないから、そこには条例は必要はないということよろしいのか、もう1回確認をさせてください。

それと指定管理の規定が盛り込まれていないようなんですが、ここについてはもう指定管理は当面、検討はされていないということよろしいのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後2時26分休憩

.....

午後2時29分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 指定管理については、将来的には考えるべきと思っております。ただ、こういった形での施設というのははじめてで、ある意味いろいろな利用の仕方の可能性は広がっていくと思っています。その辺を最初はやはり、町で運営していきながら、その方向性、それから利用の仕方等が定まっていくといったうえで、将来的には指定管理も考えられるかなというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。質疑が終了しましたので、議案第14号周防大島町地家室園地拠点施設設置条例の制定については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、建設環境常任委員会へ審査の付託をすることにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号周防大島町地家室園地拠点施設設置条例の制定については、建設環境常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第31. 議案第15号

○議長（荒川 政義君） 日程第31、議案第15号令和5年度 志佐漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第15号令和5年度 志佐漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について補足説明をいたします。

本件は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

令和5年7月27日に、11者による指名競争入札を行った結果、周防大島町大字森890番地の有限会社木村建設が5,520万460円で落札をいたしました。

その落札価格に消費税及び地方消費税552万46円の額を加えた6,072万506円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工事の概要といたしましては、志佐地区の海岸保全区域において、台風や高潮時の越波被害から護岸背後地の人命や財産また主要県道を守るため、離岸堤を30メートル整備するものであります。

なお、参考までに工事の完成期日は、令和6年2月13日を予定しております。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第15号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 資料の断面図を見ると、ちょっと変わった何か矢板のようなものが入るような基礎になっていますが、これは、今回のこの30メートルと、ほかの例えば平面図で黒く塗ってあるところとか、今後建設するところも含めて、こういう断面ということよろし

いのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 議案説明資料の20ページに計画平面図というのを示しておりますけれども、左側に2つ、2基ある離岸堤、これは調査等は済んでおりますが、設計はまだしておりませんので、ここの断面がどうなるかは設計に入ってからということになります。

右側にあります5基、これは全てお示ししている標準断面図と同じような形式になっております。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第15号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これから起立による採決を行います。議案第15号令和5年度 志佐漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32. 議案第16号

○議長（荒川 政義君） 日程第32、議案第16号令和5年度 若者定住促進住宅 明新住宅（第3期）建築工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第16号令和5年度 若者定住促進住宅 明新住宅（第3期）建築工事の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

本件は、若者定住促進住宅 明新住宅（第3期）建築工事の請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、令和5年8月4日に、4者による指名競争入札を行い、周防大島町大字外入2081番地の1、白木産業株式会社が9,500万円で落札しました。

その落札価格に消費税及び地方消費税950万円の額を加えた1億450万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事概要につきましては、参考資料にお示ししているとおり、大字小松開作138番地93及び138番地94に木造平屋建ての住宅を建築するものでございます。

建物の床面積は、Aタイプ、Bタイプともに97.71平方メートルで、それぞれ2棟、計4棟を建築し、屋外附帯工事として植栽等の整備も行います。

なお、参考までに工事の完成期日は、令和6年2月29日を予定しております。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第16号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 2点ほどお尋ねをいたしますが、今回のこの入札、4者で入札ということなのですが、この4者の数、指名業者数というのはどういう基準で決定されておられるのでしょうかということと、工事請負費予定価格ベースなのですが、前回2期工事と比べて1.27倍ぐらい、かなり上がっておるんですが、この辺の理由というのがあれば、御説明をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から業者選定の理由という御質問をいただきましたので、その答弁をしたいと思います。

選定理由といたしましては、主たる営業所を町内に有し、経営事項審査で建築一式の特定建設業の許可を取得していることを基準として、指名業者4者を指名しております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの予定価格の設計金額というところになると思いますが、1期工事、2期工事と使う資材、それから広さ等は全く同じです。ひも解いてみますと、やはり資材の高騰というのが、工事請負費に大きく影響していると考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 指名業者数なんですけれど、これは4者しか指名できないということなのか、ほかの建築工事を見るとまちまちなんです、5者6者7者、ここはどういう基準で違ってくるのか、予定価格とかそういったところもあるんじゃないかなと思うんですが、単に主たる営業所がある特定建設業というだけじゃないんじゃないかなと思うんですけれど、その辺はどういう基準というか、根拠があるのか、もう1度御答弁をお願いいたします。

それと、資材高騰もあるんでしょうけれど、結果論ですけれど、これはやっぱり1期、2期、3期に分けたという理由が何かあるんですか。

極端な話、3期分12棟、全部1回でやっておけば、もっと経済的にできたんじゃないかなと、

結果論ですけれど、それができなかった理由というのが何なのか、そこをちょっと御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からの御質問にお答えいたします。

先ほど、私がお答えした中に、特定建設業の許可を持っている者、特定というのは5,000万円以上の工事を特定業者の建設業の許可を得た者というふうにしておりますので、その5,000万円以上の工事について、特定建設業の許可を取得している者が町内で4者ということでございます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） なぜ一気に建てないのかという御質問ですが、金額を見ていただくと分かると思いますが、4棟でこれぐらいの金額がかかってくる。プラス土地の購入費というのにもかかってきます。これを一気に予算計上で単年度で実施するという事は非常に難しいと思いますし、単年度工事にならないという可能性もはらんでいると思います。そういったことから、4期に分けて施工をしているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 4期ということは、もう1期あるんですね。

確かに予算の関係もあるんでしょうけれど、そこはもうちょっとメリハリのある予算、例えばそれは施工の時期の関係、工期の関係もあるんでしょうけれど、それでもやっぱり事業効果、若者定住——私は最初から反対しているので、やってほしいというわけじゃないですけど、若者定住促進という、まちづくりの施策として町がやるというからには、5億円、10億円、そういったまとまった予算で事業を展開するということも必要なんじゃないかなというふうに思います。

それと、指名業者の部分は、私が言っているのは——町内で4者しかいないから、4者でやりましたと、でも例えば、沖家室アウトドアフィールドは7者、地家室園地は6者で入札しています。

これは競争入札ですから、できるだけ町内に限定するという町としての方針もあるのかもしれませんが、一方でそういう経済性、効率性というんですか、そこを追求する姿勢も必要なんじゃないかなと、ということは、少しでも多くの入札業者で価格競争を促進するという事も必要なんじゃないかなと思いますけれど、いずれにしても、この若者定住促進住宅については町内に限定した4者、その理由は何か。

一方、別の工事では6者、7者で入札したのに、これについては4者に限定した、その理由は何なんですかということをお聞きしているのです、その答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 指名のことにしまして、4者とか6者とか7者とか、田中議員がおっしゃられる理由でございます。

今回、建築工事でございます。

基本的に、やはりそれぞれの指名基準というのが基本でございます。それに基づいて町の指名審査会において指名を行っておりますので、その結果、4者というふうに決定をしているところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

議案第16号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第16号令和5年度 若者定住促進住宅 明新住宅（第3期）建築工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、9月20日水曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後2時48分散会
